

ブルガリア

意匠法

2007年7月20日官報第59号により改正

目次

第1章 総則

第1条 主題

第2条 適用範囲

第3条 工業意匠

第4条 創作者権

第5条 代理

第6条 手数料

第7条 ファイル

第8条 工業意匠国家登録簿

第9条 工業意匠国家登録簿の縦覧

第2章 法的保護

第I節 登録

第10条 意匠権の取得

第11条 登録の根拠

第12条 新規性

第13条 独自性

第14条 新規性を阻害しない開示

第15条 登録の有効期間

第16条 出願をする権利及び登録を受ける権利

第17条 職務意匠

第18条 法的保護の範囲

第19条 意匠によって付与される権利

第20条 意匠権についての制限

第21条 意匠権の消尽

第22条 意匠権についての権原

第23条 先使用

第II節 処分

第24条 移転

第25条 先使用権の移転

第26条 ライセンス契約

第26a条 担保の目的としての工業意匠権

第26b条 登録質権の目的としての工業意匠権

第26c条 破産手続における工業意匠

第 III 節 登録の消滅及び無効

- 第 27 条 登録の消滅
- 第 28 条 意匠権の放棄
- 第 29 条 登録の無効
- 第 30 条 無効の法的効力

第 3 章 特許庁に対する手続

- 第 31 条 出願
- 第 32 条 出願の内容
- 第 33 条 複合出願
- 第 34 条 出願の分割
- 第 35 条 優先権
- 第 36 条 方式審査
- 第 36a 条 出願公告
- 第 36b 条 意匠登録に対する異議申立
- 第 37 条 実体審査
- 第 38 条 出願の取下, 限定及び補正
- 第 39 条 登録の更新
- 第 40 条 所有者の名称及び宛先の変更
- 第 41 条 紛争の審理
- 第 42 条 期限
- 第 43 条 審判請求及び請求の内容
- 第 43a 条 審判請求及び請求に関する容認可能性及び方式遵守についての審査
- 第 44 条 審判請求に関する決定
- 第 45 条 請求手続
- 第 46 条 期間の延長
- 第 47 条 期間の更新
- 第 48 条 公報による公告
- 第 49 条 裁判所による再審理

第 4 章 ヘーグ協定に基づく工業意匠の登録

- 第 50 条 工業意匠の国際登録
- 第 51 条 国際登録の有効期間
- 第 52 条 特許庁に対する手続
- 第 53 条 国際出願
- 第 54 条 ブルガリア共和国を本国とする国際出願

第 4a 章 共同体意匠

- 第 54a 条
- 第 54b 条 共同体意匠出願
- 第 54c 条 共同体意匠の保護

第 54d 条 決定遂行の補助規定

第 5 章 民事法に基づく保護

第 55 条 意匠権の侵害

第 56 条 訴訟を提起する権利

第 57 条 侵害訴訟

第 57a 条 補償の決定

第 57b 条 補償の特例

第 57c 条 侵害製品の差押

第 57d 条 責任

第 57e 条 請求及び保全手続における証拠の入手

第 57f 条 侵害事件における、出所及び販売網に関する情報の請求

第 57g 条 仮の救済

第 58 条 職務意匠に関する訴訟

第 59 条 先使用に関する訴訟

第 60 条 創作者及び共同創作者の地位に関する訴訟

第 60a 条 仮の救済

第 61 条 管轄権

第 6 章 国境規制

第 62 条 適用範囲

第 63 条 国境規制の適用条件

第 63a 条 税関当局の発意による行為

第 64 条 補充的規則

第 64a 条 理事会規則 1383/2003/EC の適用

第 7 章 行政罰責任

第 65 条 行政犯罪及び処罰

第 66 条 侵害の立証

第 67 条 職員の権限

第 68 条 援助義務

第 69 条 行政制裁の賦課及び執行

第 70 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の適用

追加規定

§ 1

§ 1a

経過規定及び最終規定

§ 2

§ 3

§ 4

§ 5

§ 6

§ 7

§ 8

§ 9

§ 10

§ 11

§ 12

§ 13

§ 14

§ 15

工業意匠法改正に関する法律の経過規定及び最終規定

§ 32

§ 33

§ 34

租税手続法典の経過規定及び最終規定

§ 88

行政手続法典の経過規定及び最終規定

§ 142

工業意匠法の改正に関する法律の経過規定及び最終規定

§ 28

§ 29

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定

§ 61

欧州法律の関係法

第1章 総則

第1条 主題

- (1) (旧第1条本文—官報2003年第17号)本法は、工業意匠の登録のための条件及び手続、登録から生じる権利並びにそれらの権利の保護に適用する。
- (2) (新設—官報2003年第17号)本法は、内務省によって行われる特定の活動に関連する工業意匠の創作及び使用中に生じる関係には適用しない。

第2条 適用範囲

- (1) 本法は、ブルガリアの自然人及び法人、並びにブルガリア共和国が締約国でもある国際条約の締約国である外国の自然人及び法人に適用する。
- (2) 前記の国以外の外国の自然人及び法人に関しては、本法は、特許庁の裁量により相互主義に基づいて適用する。

第3条 工業意匠

- (1) 本法の適用上、工業意匠とは、製品の全部又は一部の外観であって、その形状、線、輪郭、装飾、色彩又はそれらの組合せに係る固有の特徴に起因するものをいう。
- (2) 本法の適用上、製品とは、工業製品又は手工芸品をいい、複合製品に組み込む予定の部品、物品の組物又は構成物、包装、図形的表象及び印刷書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。

第4条 創作者権

- (1) 意匠を創作した者は、本法に基づく創作者権を保有する。この権利は、期間の制限を受けないものとし、移転することができず、また他の法律によって与えられる保護に拘りなく、本法によって与えられる保護を享受する。
- (2) 意匠が2以上の者によって創作された場合は、創作者権は、これらの者全員に属するものとし、これらの者は共同創作者とする。創作者を単に技術的、物質的又はその他の方法によって補助した者は、共同創作者とはみなさない。
- (3) 創作者又は共同創作者は、登録証及び登録の公告において、その名称が記載される。特許庁は職権により、その記入をする。
- (4) 特許庁は、創作者及び共同創作者に関する紛争において裁判所によって確定された、意匠の真の創作者を工業意匠国家登録簿に記入しなければならない。

第5条 代理

- (1) 本法に基づいて特許庁に対して手続をする権利を有する者は、本人自身で又は国内の工業所有権代理人を通じてその手続をすることができる。
- (2) (改正—官報2005年第43号、2005年8月21日施行)ブルガリア共和国内に恒常的住所又は本拠を有していない者は、特許庁に対する手続を国内の工業所有権代理人を通じてしなければならない。

第6条 手数料(改正—官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

特許庁は、次の項目について、閣僚会議が承認した料率に基づく手数料を徴収する。出願、審査、優先権、登録、証明書 of 交付、登録の更新、記入、誤りの訂正、拒絶に対する審判請求、登録についての無効請求、期限の延長、出願公告、登録及び記入、国際登録を求める出願、共同体意匠出願の送付、登録出願され又は登録された工業意匠に関する情報、工業意匠国家登録簿の閲覧又は抜粋

第7条 ファイル

- (1) 特許庁は、すべての意匠についてファイルを作成、保管するものとし、当該ファイルは、すべての登録書類によって構成される。
- (2) 請求を受けたときは、特許庁は、登録出願された意匠に関する情報を、特許庁長官が定めた手続に従って他の当事者に提供しなければならない。
- (3) (2)にいう情報は、意匠が登録されたときに公告された情報のみを含むものとする。

第8条 工業意匠国家登録簿

工業意匠国家登録簿は、すべての意匠登録及びそれに係るその後のすべての変更についての情報を含むものとする。

第9条 工業意匠国家登録簿の縦覧

工業意匠国家登録簿は公開する。何人も、登録簿についての情報又は抜粋を請求することができる。

第2章 法的保護

第I節 登録

第10条 意匠権の取得

- (1) 意匠権は、特許庁に対する登録により、登録出願の出願日をもって取得される。
- (2) 意匠権は、排他的権利とする。

第11条 登録の根拠

- (1) 意匠が新規性及び独自性を有する場合は、その意匠は登録される。
- (2) 次のものは、登録することができない。
 - (i) 意匠であって、公の秩序及び倫理基準に反するもの
 - (ii) (改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)意匠であって、その固有の特徴が、製品の技術的機能のみによって決定されるもの
 - (iii) 意匠であって、その固有の特徴が、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を、他の製品と機械的に組み立てるか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに対して配置し、両方の製品がその機能を果たす上での必要性のみによって決定されるもの。ただし、モジュール・システム内で互換可能な製品の多重組立又は接続を可能にすることを目的としている意匠は、この限りでない。
- (3) (新設一官報2003年第17号, 改正一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)国の防衛及び安全保障に関連する製品に係る工業意匠は、登録に際して、防衛省又は内務省との書面による事前の調整を受けることを条件とする。

第12条 新規性

- (1) 意匠は、その出願に係る出願日又は該当する場合は優先日より前に、同一の意匠が世界の何れにおいても公表、実施若しくは登録により公衆の利用に供されておらず、又はそれ以外の方法で開示されていない場合は、新規性を有するものとみなす。
- (2) (改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)複数の意匠の固有の特徴が、重要でない細部においてのみ異なっている場合は、それらの意匠は、同一であるとみなす。

第13条 独自性

- (1) (改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行: 旧第13条本文一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)ある意匠によって、事情に通じた消費者に与えられる全体的印象が、登録出願に係る出願日又は該当する場合は優先日より前に公衆の利用に供された意匠によって与えられる全体的印象と異なっているときは、その意匠は、独自性を有しているとみなす。
- (2) (改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)意匠の独自性を評価するときは、意匠創作者のその意匠創作における自由度を考慮しなければならない。

第14条 新規性を阻害しない開示(改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)
登録出願の対象である意匠の開示は、当該出願に係る出願日又は該当する場合は優先日の前

12月以内にされて、次に該当する場合は、新規性を阻害しない。

(i) 創作者若しくはその権原承継人、又は第三者による開示であって、創作者若しくはその権原承継人が供与した情報若しくは行った行動の結果であるもの

(ii) 第三者による開示であって、創作者に対する濫用であるもの

第15条 登録の有効期間

(1) 意匠は、それに係る出願の出願日から10年の期間について登録される。

(2) 登録は、5年を単位として連続3期間、更新することができる。

第16条 出願をする権利及び登録を受ける権利

(1) (補充一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)意匠出願をする権利は、創作者又はその権原承継人に属する。出願をする権利が2以上の者に属する場合は、それらの者は、その権利を共同で行使しなければならない。それらの者の内の1名又は数名によるその権利行使の拒絶は、他の者が出願をすることに対する障害とはならない。拒絶は、明示的で、かつ、書面によるものでなければならない。

(2) 意匠が第17条(1)にいう職務意匠である場合は、出願をする権利は、使用者又は委託者に属する。

(3) (2)にいう場合において、使用者又は該当する場合は委託者が、創作者から書面による通知を受けた後3月以内に出願をしないときは、別段の合意がある場合を除き、出願をする権利は、創作者に移転する。

(4) 合意がある場合は、出願をする権利は、創作者及び使用者又は該当する場合は委託者の共有とすることができる。

(5) 裁判所の決定によって別段の確定がなされる場合を除き、出願人は、出願をする権利を有しているものとみなす。

(6) 登録を受ける権利は、最先の出願人に属する。

第17条 職務意匠

(1) 意匠が雇用関係その他の法的関係に基づく職務の履行中に創作された場合は、契約による別段の定めがある場合を除き、その意匠は、職務意匠を構成する。

(2) 職務意匠を創作した創作者は、追加の報酬を受ける権利を有する。

(3) 創作者に対する報酬は、意匠の実施から得られる収入の一部として、一括払として、又はそれ以外の方法によって定めることができる。

(4) 一括払の報酬が、意匠の実施から得られる収入と明らかに均衡を欠いていることが証明された場合は、その報酬は、創作者の要求に基づき、増額することができる。合意に至らなかった場合は、その紛争は、裁判所が衡平に判決して解決する。

第18条 法的保護の範囲(改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行；補充一官報2006年第73号、2006年10月6日施行)

法的保護の範囲は、登録意匠の図による表示によって定められるものとし、登録意匠には、第12条(2)の意味における各同一意匠及び相当な程度において登録意匠の複製である各意匠を含めるものとする。

第 19 条 意匠によって付与される権利

(1) 登録意匠の所有者は、その意匠を実施及び処分する権利、並びに第三者が、保護範囲に含まれている意匠を、その許可を得ないで業として模倣又は実施することを禁止する権利を有する。

(2) (1)の意味における意匠の実施は、保護範囲にある意匠が組み込まれているか又は適用されている製品についての製造、販売の申出、市場への提供又は使用、並びに前記の目的でのそれらの製品の輸入、輸出又は保管を対象とする。

(3) (改正—官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)意匠によって付与される権利は、善意の第三者に対しては、その意匠の登録に関する公告の日から効力を有する。

第 20 条 意匠権についての制限

第 19 条にいう権利は、次の事項には及ばない。

(i) 私的又は実験的目的での意匠の使用

(ii) 注釈又は教授の目的での意匠の使用。ただし、その実施が公正な取引慣行に合致しており、意匠の正常な実施を阻害せず、かつ、出所について言及がなされることを条件とする。

(iii) 外国の陸上、航空及び海上輸送手段における意匠の使用であって、それらの輸送手段が一時的に又は偶発的に国の領域に入った場合に、その意匠が専らそれら輸送手段自体の必要のために使用されるもの、並びに当該輸送手段を修理する目的での予備部品及び付属品の輸入

第 21 条 意匠権の消尽

(1) (改正—官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合(EU)への加入に関する協定が発効するときから施行)意匠権の所有者は、登録において言及されており、その登録意匠が組み込まれているか又は適用されている製品が、本人により又はその承諾を得て、欧州連合の加盟国又は欧州経済地域の領域にある市場に提供されている場合は、その製品の使用を禁止することができない。

(2) 意匠権所有者が、製品が変更されているか又は偽造されていることを理由として、その後の販売に反対することができる場合は、(1)は適用しない。

第 22 条 意匠権についての権原

(1) 意匠権は、1 又は 2 以上の者が所有することができる。

(2) 意匠権が 2 以上の者によって所有されている場合は、書面による別段の合意があるときを除き、各所有者は、他の所有者からの同意を得ることなく、かつ、実施について他の所有者に説明することなく、その意匠を実施することができる。

第 23 条 先使用

意匠に係る登録出願の出願日前にブルガリア共和国の領域において善意で意匠を実施していたか又はそのために真摯な準備をしていた者は、前記の出願日の後も同一の範囲内でその意匠を継続して実施する権利を有する。

第 II 節 処分

第 24 条 移転

- (1) 本法に基づくすべての権利は、本法に別段の定がある場合を除き、移転することができる。
- (2) 意匠権が 2 以上の者によって所有されている場合は、意匠権は、所有者全員からの書面による同意がある場合に限り、移転することができる。
- (3) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 複合出願の場合は、移転は、出願に含まれている意匠の全部又は一部に関する権利について許容される。
- (4) (旧(3)一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 移転は、当事者の 1 からの書面による請求があったときに、工業意匠国家登録簿に記入する。請求には、移転書類を添付しなければならない。移転は、第三者に対しては、その記入の日から効力を有する。

第 25 条 先使用权の移転

先使用权は、当該権利を生じさせた事業と共にする場合に限り、移転することができる。

第 26 条 ライセンス契約

- (1) (補充一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 意匠権の所有者は、ライセンス契約によって、その意匠の実施を許可することができる。2 以上の者によって所有されている意匠の実施は、別段の合意がある場合を除き、所有者全員からの書面による同意を得て許可される。複合出願の場合は、出願に含まれている意匠の全部又は一部について実施の権利を付与することができる。
- (2) ライセンスは、排他的なもの又は非排他的なものとすることができる。契約がその何れであるかを指定していない場合は、ライセンスは非排他的であるとみなす。
- (3) 排他的ライセンスに係る実施許諾者は、同一主題に関するライセンスを他の者に付与する権利を有さない。当該実施許諾者は、明示して合意されている範囲に限り、その意匠を実施する権利を有する。
- (4) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) ライセンス契約は、契約当事者からの請求があったときは、工業意匠国家登録簿に記録される。当該請求書には、ライセンス契約の抄本を添付しなければならない。特許庁は、記録証明書を発行しなければならない。
- (5) ライセンス契約の抄本は、実施権者及び実施許諾者、意匠の登録番号、ライセンス契約の有効期間を特定する情報を含むと共に、契約当事者の署名及び／又は印章が付されていない。
- (6) ライセンス契約は、第三者に対しては、それが工業意匠国家登録簿に記入された日から効力を有する。

第 26a 条 担保の目的としての工業意匠権(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

- (1) (補充一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 登録された工業意匠に関する権利は、開始されているか又は将来の訴訟手続における担保の目的とすることができる。複合出願の場合は、それに係る意匠の全部又は一部に関する権利について担保としての提供をする

ことができる。

(2) 担保は、訴訟当事者の 1 からの請求があったときは、工業意匠国家登録簿に記録しなければならない。

(3) (2)にいう請求は、それに係る工業意匠の所有者及び担保提供による受益者を確認する情報、それに係る工業意匠及び保全措置の種類を確認する情報を含んでいなければならない。請求書には、その担保を設定する書類を添付しなければならない。

(4) 担保は、第三者に対しては、その担保の工業意匠国家登録簿への記入に関する記事が特許庁の公報に公告された日から効力を有する。

第 26b 条 登録質権の目的としての工業意匠権(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) (補充一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)登録された工業意匠に関する権利は、登録質権の目的とすることができる。複合出願の場合は、それに係る意匠の全部又は一部に関する権利を、登録質権として提供することができる。

(2) 登録質権法の第 26 条から第 31 条までの規定を、登録質権の工業意匠国家登録簿への記入に対して適用する。質権設定者に対しては証明書が発行される。

(3) 登録質権は、第三者に対しては、特許庁の公報における公告の日から効力を有する。

第 26c 条 破産手続における工業意匠(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) (補充一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)登録された工業意匠に関する権利は、その所有者に対する破産手続における破産財団に編入される。

(2) 工業意匠が共有されている場合は、債務者の持分に応じた権利のみが、その財団に編入される。

(3) 工業意匠が破産財団に編入されているという事実は、訴訟当事者の 1 からの請求があったときは、工業意匠国家登録簿に記録しなければならない。かつ、特許庁の公報に公告しなければならない。

第 III 節 登録の消滅及び無効

第 27 条 登録の消滅

(1) 登録の効力は、次の事情が生じたときに消滅する。

(i) 第 15 条にいう期間の満了

(ii) 所有者による放棄

(iii) 意匠を所有する法人の最終的精算。ただし、意匠の移転がなかった場合に限る。

(2) (1)(iii)に基づく消滅は、利害関係人の請求があったときに生じる。

(3) 登録の消滅は、意匠権を消滅させる。

第 28 条 意匠権の放棄

(1) 意匠の所有者は、その意匠に関する権利を放棄することができる。

(2) 共有者の 1 又は 2 以上による権利の放棄は、法的保護を終了させるものではない。

(3) 放棄は、登録が行われた意匠の全部又は一部を対象とすることができる。

(4) ライセンス契約が記録されている場合は、放棄は、意匠所有者が意匠を放棄する意思を実施権者に通知したことの証拠を同人が提出した場合に限り、記入される。放棄の記入は、その証拠が提出された日から2月の満了時に行われる。

(5) 意匠権の放棄は、特許庁長官宛の申立書によってしなければならない。

(6) 放棄は、それが工業意匠国家登録簿に記入された日から効力を有する。

第29条 登録の無効

(1) 意匠に関して次の事情がある場合は、何人も意匠登録の無効を請求することができる。

(i) その意匠が、第3条又は第11条(1)に違反して登録されていること

(ii) その意匠が、第11条(2)に基づき、保護から除外されていること

(iii) その意匠が、国内出願又はブルガリア共和国を指定国とする国際出願であって、先の出願日又は該当する場合は優先日を有するものの主題である意匠と第12条(2)の意味において同一であること。ただし、この規定は、前記の出願がその後登録されることを条件とする。

(iv) (削除一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)

(v) その意匠が第2条の規定に違反して登録されていること

(2) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)登録は、法的利害関係を有する者からの請求があったときは、無効が宣言される。ただし、その意匠の実施が次の事由によって禁止されるべきものであることを条件とする。

(i) 「著作権及び隣接権法」に基づく、前記の者の先の著作権

(ii) 他の法律に基づく保護を享受している、前記の者の先の工業所有権

(3) (旧(2)一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)無効事由が、複合出願に含まれている意匠の一部のみに関するものであるときは、登録は、その部分に限って無効とされる。

(4) (旧(3)一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)裁判所の決定が、登録されている所有者は第16条にいう者の1ではない旨を述べ、かつ、その決定の効力発生日から1月以内に、真の所有者を記入するための請求がされなかった場合も、登録は、無効と宣言される。

(5) (旧(4)、改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)登録は、(1)(i)、(ii)及び(iii)、(2)(ii)並びに(3)に定められている条件に基づいて、特許庁長官が職権によりその無効を宣言することもできる。

第30条 無効の法的効力

(1) 登録の無効は、それに係る出願の出願日から効力を有する。

(2) 無効の効力は、次の事項に及ばない。

(i) 侵害に関する強制的な裁判所決定であって、無効の前に執行されたもの

(ii) 別段の合意がある場合を除き、無効の前に締結されたライセンス契約

第3章 特許庁に対する手続

第31条 出願

- (1) 意匠についての登録出願は、特許庁に対して行うものとする。
- (2) 出願日は、特許庁が次のものを受領した日とする。
 - (i) 登録を求める願書
 - (ii) 出願人の名称及び宛先
 - (iii) 保護を求める意匠を明確かつ完全に開示する1以上の図又は写真による表示

第32条 出願の内容

- (1) 出願は、第31条(2)にいう資料の他に、次の事項を含んでいなければならない。
 - (i) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)出願人がその国民であるか、出願人がそこに恒常的住所を有しているか又は真正かつ現実の商業上若しくは工業上の営業所を有している国の名称
 - (ii) 工業所有権代理人を選任している場合は、その代理人の名称及び宛先、並びに委任状
 - (iii) 該当する場合は、優先権主張
 - (iv) 意匠の表示の複製
 - (v) 求めている保護の対象である意匠の数
 - (vi) 意匠が組み込まれるか又は適用される製品の名称
 - (vii) ロカルノ協定に基づく、工業意匠の国際分類による製品分類番号
 - (viii) 添付する意匠の表示の一覧
 - (ix) 創作者の名称及び宛先
 - (x) 出願、審査及び優先権に関する手数料の納付を証明する書類
 - (xi) (新設一官報2006年第73号、2006年10月6日施行)第11条(3)にいう場合における、防衛省又は内務省からの同意書
- (2) 出願人の発意により、出願に意匠の固有の特徴についての簡潔な説明を添付することができる。
- (3) すべての書類及び情報は、ブルガリア語によって提出しなければならない。ブルガリア語以外の言語で提出された場合において、出願日は、ブルガリア語翻訳文がその出願日から3月の期間内に提出されたときは、変更しない。

第33条 複合出願

- (1) 複数の意匠は、1の複合出願で出願することができるが、ただし、その意匠を組み込むか又は適用する製品が、ロカルノ協定に基づく工業意匠の国際分類の同一の類に属しているか、又は物品に係る同一の組物若しくは構成物に属していることを条件とする。
- (2) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)複合出願が装飾に関するものである場合は、(1)の規定は、その意匠が組み込まれるか又は適用される製品には適用しない。
- (3) (旧(2)一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)複合出願における最初の意匠に続く各意匠に関して、追加手数料を納付しなければならない。

第 34 条 出願の分割

(1) 出願についての決定が行われるまでは、出願人はその出願を分割する権利を有する。個々の出願は、その出願が分割後 3 月以内に行われた場合は、原出願の優先権を享受する。

(2) 国内経路で行われた出願が第 33 条の規定を遵守していない場合は、特許庁は、出願人に対し、その出願を分割するために 3 月を与えなければならない。分割された出願から派生した個々の出願は、前記の期間内に申請がされた場合は、原出願の優先権を享受する。

第 35 条 優先権

(1) 出願人は、第 31 条(2)に基づく出願日から、同一意匠に係るその後の登録出願に関して優先権を享受する。

(2) 次の条件が満たされている場合は、出願人は、先の出願の出願日から優先権を享受する。

(i) 先の出願がブルガリア共和国、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国において正式に出願されていること

(ii) 先の出願が、パリ条約第 4 条の意味における最初の出願であり、かつ、同一の意匠に係わるものであること

(iii) 出願が、先の出願の出願日から 6 月以内に、特許庁に対して行われること

(iv) 第 31 条(2)にいう出願の出願日から 2 月以内に、優先権が、先の出願に係る日付及び国名を記載して主張されること

(v) 出願日から 3 月以内に、出願人が所定の優先権手数料を納付し、かつ、先の出願に係る出願国の所轄当局が発行した優先権証明書を提出すること

(3) (2)(i)に関して、正式にされた出願とは、出願日が与えられた出願のすべてをいい、それが如何なる結果になったかを問わない。

(4) 複合出願の場合、優先権は、2 以上の先の出願を基にして主張することができるが、ただし、(2)にいう条件が満たされていることを条件とする。

第 36 条 方式審査

(1) (改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)各出願は、出願日の付与に関する第 31 条(2)の規定の遵守について審査される。前記の規定が不遵守の場合は、受領された書類は、特許庁に保管される。

(2) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行;改正 - 官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)出願日が付された出願は、出願、審査及び公告に係る所定の手数料の納付を証明する書類がその出願に添付されているか否かについて審査される。当該書類が添付されていない場合は、出願人は、不備を是正するために 3 月の期間が与えられる。当該期間内に手数料が納付されない場合は、その出願は、取り下げられたものとみなす。

(3) (旧(2), 改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行;改正 - 官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)前記の手数料の納付を証明する書類が提出されてから 2 月以内に、第 32 条(1)(i)から(ix)まで、及び(3)、第 33 条及び第 34 条の規定の遵守について、方式審査が行われる。不備が確認された場合は、出願人は、それを是正するために 3 月が与えられる。

(4) (旧(3), 改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)出願人が(3)に定められている期間内に不備を是正しなかった場合は、その手続は、中止したものとされる。

(5) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)優先権を主張する出願は, 第 35 条(2)の要件の遵守について審査される。優先権の主張が前記の要件を遵守していないと認定された場合は, その主張は認められず, かつ, 出願人にはその旨が通知される。

第 36a 条 出願公告(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

方式要件を満たしている出願は, 特許庁の公報に公告される。公告は, 第 36 条にいう審査後 1 月以内に行われるものとし, 次の事項を含むものとする。受付番号, 出願日又は該当する場合は優先日, 出願人及び意匠創作者を特定する情報, 意匠の表示, 色彩についての主張, ロカルノ協定に基づく工業意匠の国際分類に従った類, 並びにその意匠が組み込まれるか又は適用される製品

第 36b 条 意匠登録に対する異議申立(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 出願の公告日から 2 月以内に, 何人も, 第 12 条に基づいて, その意匠の登録に対する異議申立をすることができる。

(2) 異議申立は, 書面によって提出されなければならない, かつ, 実証されていなければならない。

(3) 異議申立をする者は, 出願手続の参加者となることはできない。ただし, 同人は異議申立の結果に関する情報を受け取る権利を有する。

第 37 条 実体審査

(1) (改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)第 36b 条(1)にいう期間の満了後 1 年の期間内に, 登録出願された意匠が次のものであることを確認するために審査が行われる。

(i) 第 3 条の意味の範囲内にある意匠であること

(ii) 第 11 条(2)により, 保護から除外されていないこと

(iii) 国内又は国際経路を通じてブルガリア共和国において既に登録されている意匠に対し, 第 12 条の規定による新規性を有していること

(iv) 先の出願日又は該当する場合は優先日を有する国内出願に含まれている意匠と, 第 12 条(2)の意味において同一でないこと。ただし, この規定は, 前記の出願が後に登録されることを条件とする。

(v) 先の出願日又は該当する場合は優先日を有する国際出願であって, ブルガリア共和国を指定国としており, かつ, 登録を拒絶する決定が行われていないものに含まれている意匠と, 第 12 条(2)の意味において同一でないこと

(2) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)新規性の判断をするときは, その意匠が公知であったか又は他の方法で実施されていたことを証明する資料も考慮に入れることができる。

(3) (旧(2), 改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)意匠が登録に不適合である場合は, 出願人にその旨が通知される。出願人には拒絶理由が知らされ, 反論を提出するために 3 月が与えられる。

(4) (旧(3), 改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)出願人が, (3)に定めた期間内に理由を付した反論を提出しなかった場合は, 登録を拒絶する決定が行われる。

(5) (旧(4), 改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行;改正一官報 2006 年第 73 号, 2006

年10月6日施行)意匠が登録適格であると認定された場合は、出願人にその旨が通知され、かつ、登録、登録証の交付及び公告のための手数料を納付するために1月が与えられる。

(6) (新設一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)(5)にいう手数料が納付されたときは、その意匠を登録すべき旨の決定が行われるものとし、かつ、1月以内に登録証が発行される。手数料が納付されなかった場合は、その出願は取り下げられたものとみなす。

(7) (新設一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行; 旧(6)一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)複合出願に含まれている意匠の一部が登録不適格である場合は、出願人にその旨が通知される。出願人にはその理由が知らされ、応答するために3月が与えられる。前記の期間内に、出願人が応答しない、又は理由を付した反論を提出しない、又は意匠を限定しない場合は、すべての意匠に関して登録を拒絶する決定が行われる。

第38条 出願の取下、限定及び補正

(1) 出願についての決定が行われるまでは、出願人はその出願を、それに係る意匠の全部又は一部について取り下げることができる。

(2) 出願についての変更は許可されない。ただし、出願人の名称及び宛先に変更があったか、又は出願人の名称若しくは宛先に錯誤があったか、又は訂正されるべき明白な誤記があるときは、訂正が意匠自体に影響を及ぼさないことを条件として、この限りでない。

(3) (2)の規定に基づく訂正は、出願人の請求に基づいて行うものとする。

第39条 登録の更新

(1) 登録は、意匠所有者からの請求があったときに更新される。請求書には登録番号を記載しなければならない。また、所定の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(2) 更新請求は、第15条(1)に定められた期間の最終年度において、又は割増手数料を納付して、当該期間の満了後6月以内に、行うことができる。

(3) (2)の要件が満たされない場合は、登録の更新は、特許庁長官の命令によって拒絶される。

(4) 意匠所有者が一部の意匠のみについて登録の更新を請求するときは、同人は、請求書においてその意匠を指定しなければならない。

(5) 更新は、先の登録の満了日の翌日から効力を生じる。

第40条 所有者の名称及び宛先の変更

(1) 意匠権の所有者は、その名称及び宛先に変更があったときは、3月以内に特許庁にその変更を通知しなければならない。

(2) 変更は、当該所有者の請求に基づき、工業意匠国家登録簿に記録される。

(3) 当該所有者に伝えられるべきすべての書類は、工業意匠国家登録簿に記録されている、当該所有者の最新の宛先に送付する。

第41条 紛争の審理

(1) 特許庁紛争部は、次の事項を審理する。

(i) (改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行; 改正一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)第37条(4)及び(7)に基づく登録拒絶決定に対する審判請求

(ii) (改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)第36条(4)に基づく手続終了決定

に対する審判請求

(iii) 登録の無効を求める請求

(2) (補充一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行; 改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)特許庁紛争部において審判請求を審理する委員会は, 国家審査官 2 名及び法律専門家 1 名によって構成されるものとし, 請求を審理する委員会は, 国家審査官 3 名及び法律専門家 2 名によって構成される。それらの委員会は, 特許庁長官が任命する。

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (2) にいう委員会は, 第 44 条及び第 45 条に基づく決定をするための意見を提出しなければならない。

第 42 条 期限

(1) 審判請求は, それに係る決定の通知の日から 3 月以内に提出しなければならない。

(2) 請求は, それに係る登録の有効期間中, いつでも提出することができ, また, その後においては, 権利侵害訴訟における被告のみが提出することができる。

(3) (削除一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

第 43 条 審判請求及び請求の内容

(1) 審判請求書は審判請求人を特定する情報, 出願を特定する情報及び拒絶決定に対する反対陳述を含んでいなければならない。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 請求書は 2 部提出するものとし, それは請求人を特定する情報, 要求された場合は請求人の法的利害関係に関する情報, 無効理由並びに, 必要な場合は, 証拠を含んでいなければならない。

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 審判請求書及び請求書には, 所定の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

第 43a 条 審判請求及び請求に関する容認可能性及び方式遵守についての審査 (新設一官報 2005 年第 43 号 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 審判請求は, 第 42 条(1)に基づく期限が守られているか否か, 及び第 43 条(3)に基づく手数料納付を証明する書類が提供されているか否かに関して審査される。

(2) 請求は, 第 43 条(3)に基づく手数料納付を証明する書類が提供されているか否か, 及び必要な場合には, 法的利害関係があるか否かに関して審査される。

(3) 審判請求若しくは請求について, 所定の手数料の納付を証明する書類が提供されていないか, 又は請求が法的関係の理由付けが欠けているときは, 審判請求人又は請求人は, その不備を是正するために 1 月が与えられる。

(4) 審判請求であって, 第 42 条(1)に定めた期間内に提出されなかったもの, 及び/又はその手数料が納付されなかったもの, 並びに請求であって, その手数料が納付されなかったもの, 及び/又は法的利害関係が証明されなかったものは, 容認されないものと判断され, それに関しては, 手続が開始されない。

(5) 容認可能なすべての審判請求又は請求は, 第 43 条に基づく要件の残余の部分についての遵守が審査される。不備がある場合は, 審判請求人又は該当する場合の請求人は, これについて通知され, かつ, これを是正するために 1 月が与えられる。不備がこの期間内に是正されなかった場合は, 当該審判請求及び請求に関する手続は終了する。

第44条 審判請求に関する決定

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 審判請求には根拠がないと認定された場合は, 特許庁長官は, 登録を拒絶する決定又は手続を終了する旨の決定を確認する決定を下さなければならない。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 審判請求には十分な理由があると認定された場合は, 特許庁長官は, 審判請求の対象である決定を抹消し, かつ, その意匠を登録し, 又は再審査に付し, 又は手続を再開する決定を下さなければならない。

(3) 出願を再審理して登録拒絶の決定が抹消された場合は, 特許庁長官によって実体的決定が行われる。

(4) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 審判請求に関する決定は, 審判請求の提出日後, 又は不備があった場合はその是正後, 3 月以内に行われる。

第45条 請求手続

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 請求書の写しは, それに係る意匠の所有者に送付されるものとし, 当該所有者は反論を提出するために 3 月が与えられる。

(2) 請求に根拠がない場合は, 特許庁長官は, その請求を拒絶する決定をしなければならない。

(3) 請求に十分な根拠がある場合は, 特許庁長官は, 登録の全部又は一部を無効にする決定をしなければならない。

(4) 一部無効の場合は, 発行されていた登録証は, 新たな登録証に取り替えられる。

(5) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 第 41 条(2)にいう委員会は, 必要な場合は, 当事者に対し, 追加の証拠及び資料を提出するよう要求することができる。そのような追加の証拠及び資料は, 他方当事者に送付されるものとし, 当該他方当事者は書面により応答するために 1 月が与えられる。

(6) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 無効請求に関する決定は, (5)にいう証拠収集の過程が終了してから 3 月以内に行われる。

第46条 期間の延長(改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

第 36 条(3), 第 37 条(3)及び(4)並びに第 45 条(1)にいう期間については, その期間の満了前に出願人又は意匠所有者が提出した請求に基づき, 3 月の延長を受けることができるが, 延長は 1 回に限られる。延長請求に所定の手数料の納付を証明する書類が添付されていない場合は, その請求は認められない。

第47条 期間の更新

出願人又は意匠の所有者は, 予期しない例外的事由のために超過が生じた期間について更新の請求をすることができる。請求は, 期間について超過を生じさせた事由が消滅してから 3 月以内, ただし, 超過が生じた期間の満了から 1 年以内に行わなければならない。期間を更新させる決定は, 特許庁長官が行う。

第48条 公報による公告

特許庁は, すべての工業意匠登録及びそれについてのその後の変更を, 同庁の公報によって

公告しなければならない。

第 49 条 裁判所による再審理(改正一官報 2006 年第 30 号, 2007 年 3 月 1 日施行)

第 44 条(1)及び(3), 並びに第 45 条(2)及び(3)に基づく特許庁長官による決定については, それに関する通知の受領日から 3 月以内に, ソフィア行政裁判所に上訴することができる。

第4章 ヘーグ協定に基づく工業意匠の登録

第50条 工業意匠の国際登録

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)意匠の国際登録とは, 世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)により, ヘーグ協定(以下「協定」という)に基づいて行われる登録をいう。

(2) 第三者に対しては, 国際登録は, 協定第 8 条(1)に基づく 6 月期間の満了日から, ブルガリア共和国の領域において効力を有する。

第51条 国際登録の有効期間

ブルガリア共和国の領域における国際登録の有効期間は, 本法に定められているところによる。

第52条 特許庁に対する手続

(1) ブルガリア共和国を指定国とする国際出願は, 第 37 条に定めたところに従い, 特許庁において処理される。

(2) (削除一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(3) (削除一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

第53条 国際出願(改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

ブルガリア共和国に恒常的住所又は現実の有効な商業上の又は工業上の営業所を有する自然人及び法人は, 協定に基づく国際出願を, ブルガリア共和国特許庁を通じて, 国際事務局に対して行うことができる。

第54条 ブルガリア共和国を本国とする国際出願

ブルガリア共和国が本国である国際出願は, ブルガリア共和国の領域において効力を有さない。

第 4a 章 共同体意匠(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合 (EU) への加入に関する協定の発効日から施行)

第 54a 条(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行)

(1) 共同体意匠に関する理事会規則 (EC) 6/2002 (以下「規則」という) に従って, 欧州共同体商標意匠庁に登録される意匠, 又は規則第 1 条の意味における無登録意匠を, 共同体意匠という。

(2) 出願日又は該当する場合は優先日を有する共同体意匠出願は, ブルガリア共和国の領域において正規に行われた出願とみなす。

(3) ブルガリア共和国特許庁は, 規則の意味における工業所有権中央官庁として行動する。

(4) 特許庁長官は, 欧州共同体商標意匠庁に対する工業所有権代理人の登録のための証明書を発行するものとし, 規則の要件に従って, そのために必要なすべての措置をとらなければならない。

第 54b 条 共同体意匠出願(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行)

(1) 共同体意匠出願は, 規則第 36 条の要件を満たさなければならない。

(2) 共同体意匠登録のための出願は, 欧州共同体商標意匠庁に直接, 又は特許庁を通じて行わなければならない。

(3) 特許庁に出願書類を提出する場合は, その出願書類には, 送付手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(4) 特許庁は, 出願書類の受領後 2 週間以内に, それを欧州共同体商標意匠庁に送付しなければならない。

第 54c 条 共同体意匠の保護(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行)

(1) 共同体意匠に関する権利侵害の場合は, 規則に定められている手続に従って, 民事法の保護が行われる。

(2) 規則に従い, ブルガリア共和国において, 共同体意匠の保護に関する請求が提出され, 措置が要求される場合は, 規則に別段の定めがある場合を除き, ブルガリアの法制が適用される。

(3) (2) にいう請求については, 規則の意味における共同体意匠裁判所であるソフィア市裁判所が第 1 審としての, 及びソフィア上訴裁判所が第 2 審としての管轄権を有する。

第 54d 条 決定遂行の補助規定(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行)

本章によって規定されていない問題については, 規則の規定を適用する。

第5章 民事法に基づく保護

第55条 意匠権の侵害

登録意匠を、その所有者の承諾を得ることなく、第19条(2)にいうように業として実施をすることは、その意匠権についての侵害を構成する。

第56条 訴訟を提起する権利

(1) (改正一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)意匠権所有者及び排他的ライセンスによる実施権者は、独自に侵害訴訟を提起する権利を有する。

(2) (削除一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)

(3) 非排他的ライセンスによる実施権者は、契約に別段の定がある場合を除き、意匠権所有者の承諾を得た場合に限り、訴訟を提起することができる。

第57条 侵害訴訟

(1) 本法に基づく侵害訴訟は、次の事項を対象とすることができる。

(i) 侵害事実の立証

(ii) 侵害行為の差止

(iii) 損害賠償

(iv) (新設一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)侵害製品並びに侵害行為に使用された手段の差押及び破棄

(2) (改正一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)原告は、(1)に基づく訴えと共に、裁判所を通じ、次の事項も請求することができる。

(i) (改正一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)原告に、侵害物品を与えること

(ii) (新設一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)原告に、侵害物品の保管及び破棄のための費用を返還すること

(iii) (旧(ii), 改正一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)裁判所決定の実施部分を侵害者の費用負担において、裁判所が定める日刊紙2紙に及び全国版テレビ局の放映時間中に発表すること

第57a条 補償の決定(新設一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)

(1) 侵害の直接的及び近接的結果である、有形及び無形の被害及び利益喪失のすべてに対して、補償が行われる。

(2) 補償額を決定するときは、裁判所は、侵害に係るすべての事情と共に、侵害が侵害者にもたらした利益のすべてを考慮する。

(3) 裁判所は、侵害者及び社会の残りの部分に対して抑止及び警告の効果を有する公正な補償を決定しなければならない。

第57b条 補償の特例(新設一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)

(1) 訴訟には十分な根拠があるが、金額については十分な情報がない場合は、原告は、次の補償を請求することができる。

(i) 500レヴァから100,000レヴァまで。具体的金額は、第57a条(2)及び(3)に従い、裁判

所の裁量によって決定される。又は

(ii) 侵害製品を、合法的に生産された物品であってその意匠が組み込まれているか又は適用されているものの小売価格で評価した金額に等しいもの

(2) (1)にいう補償を決定するときは、侵害がもたらした利益も考慮する。

第 57c 条 侵害製品の差押(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

第 57 条(1)(iv)に基づく侵害製品の差押は、特定の建物及び商業販売網の何れにある物品についても請求することができる。

第 57d 条 責任(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

法人及び個人事業は、それらの代表者若しくは従業者又はそれらが雇用した者が犯した、本法に基づく権利侵害に対する民事責任を負わなければならない。そのような場合は、反証が挙げられるまでは、その罪を負うものとする。

第 57e 条 請求及び保全手続における証拠の入手(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 原告がその請求を裏付ける証拠を提出し、さらに、その事件を解決するために重要であるが、被告の管理下にある他の証拠を取って示したときは、原告は、当該他の証拠の提出を被告に義務付けるよう裁判所に要求することができる。

(2) 原告からの要求により、かつ、(1)の規定に従うことを条件として、裁判所は、被告に対し、その支配下にある銀行、財務及び商業の書類の閲覧の機会を提供するよう義務付けることができる。

(3) 原告は、(2)に基づく書類に含まれている情報を外に漏らすことはできない。

(4) 本法に基づく保護を享受する意匠に関しての個々の又は単一の実施を示す証拠の表示は、(1)及び(2)の規定を適用する十分な理由とみなす。

(5) 主張された権利侵害に関連する事情の存在は、本法に基づく保護を享受する意匠に関しての個々の又は単一の不法実施の証拠を提示することによっても立証することができる。

第 57f 条 侵害事件における、出所及び販売網に関する情報の請求(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 原告は、裁判所が被告又は第三者に対し、その事件を解決する上で重要な事情に関する情報の提供を義務付けるよう要求することができる。

(2) (1)の意味における「第三者」とは、次の行為をする者をいう。

(i) 侵害製品を保管すること、又は

(ii) 侵害をもたらすサービスを提供すること、又は

(iii) 侵害するサービスを使用すること、又は

(iv) (i)から(iii)までにいう者によって、前記の製品又はサービスの作成、生産又は販売への参加者としてその名称が挙げられている者

(3) (1)にいう情報は、その内容を次のとおりとすることができる。

(i) 生産者、販売者、供給者及び以前にその製品又はサービスを保有していたそれ以外の者、並びに卸売又は小売の販売者と推測される者の名称及び宛先

(ii) 生産、引渡、受領又は注文された数量、並びにその製品又はサービスから生じた売上に関する情報

(4) (1)の規定は、それが他の法律に基づく規定に違反するようになる場合は、適用しない。

(5) (1)及び(3)の規定は、経済的又は営業的利益を直接的又は間接的に得るために行われる行為に限定して適用する。

第57g条 仮の救済(表題改正一官報2007年第59号,2008年3月1日施行)(新設一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)

(1) (表題改正一官報2007年第59号,2008年3月1日施行)意匠権が侵害されている場合、又はそのような侵害が生じる若しくはいくつかの証拠が喪失、破棄若しくは削除されると考える十分な理由がある場合は、当該権利の所有者又は排他的ライセンスによる実施権者は、他方当事者に通知することなく、裁判所に対し、次の仮の救済の何れかを許可するよう請求することができる。

(i) 申立によれば、工業意匠についての非合法実施を構成しているか又は構成することになる行為の遂行を禁止すること

(ii) 非合法に使用された意匠を有していると申し立てられている商品、及び侵害を証明する上で重要な他の証拠を差し押えること

(iii) 申立によれば、侵害が行われているか又は行われることになる建物を封鎖すること

(2) (表題改正一官報2007年第59号,2008年3月1日施行)仮の救済は、本法に別段の定めがある場合を除き、民事訴訟法第389条から第403条まで(第398条(2)第1文を除く)に従って許可、賦課又は破棄される。

(3) (表題改正一官報2007年第59号,2008年3月1日施行)「行為遂行の禁止」という仮の救済は、それに関する裁判所の通知によって賦課される。

(4) (表題改正一官報2007年第59号,2008年3月1日施行)(1)(ii)及び(iii)にいう仮の救済は、公的又は私的執行人によって賦課されるものとし、当該執行人は、同人が原告の請求書を受領した日の翌日から3日以内に、救済許可通知書を引き渡すと共に、その措置をとる。将来の侵害を防止するための仮の救済は、その目的に沿った期間内に賦課される。没収した財産は、荷札を付け、保管のために原告に寄託されるものとし、原告は、それを証拠手段としてのみ、使用することができる。

(5) (表題改正一官報2007年第59号,2008年3月1日施行)原告又はその代理人は、仮の救済を賦課する過程において、それに立ち会い又は援助を提供する権利を有する。

(6) (表題改正一官報2007年第59号,2008年3月1日施行)(1)(i)にいう仮の救済は、第三者であって、申し立てられている非合法使用を構成し又は構成することになる行為の遂行を援助すると考えられる十分な理由があるものに対しても、賦課することができる。

(7) 意匠権所有者又は排他的ライセンスによる実施権者は、(1)にいう救済を賦課する過程で又はそれに関連して同人が知ることになった情報を外に漏らしてはならない。

第58条 職務意匠に関する訴訟

(1) 利害関係人は、意匠に関する職務内容を確認するための訴訟を提起することができる。

(2) 訴訟は、登録の事実を知ってから1年以内に提起しなければならない。

(3) 第17条(2)に基づく紛争の場合は、設定された報酬に同意しない当事者は、その額につ

いて訴訟を提起することができる。

第 59 条 先使用に関する訴訟

利害関係人は、先使用の事実を確認するための訴訟を提起することができる。

第 60 条 創作者及び共同創作者の地位に関する訴訟

(1) 意匠の創作者又は共同創作者であると主張する者は、登録の有効期間中、いつでも訴訟を提起することができる。

(2) 特許庁は、法的効力を有する裁判所決定に基づいて、創作者名を工業意匠国家登録簿に記入する。

第 60a 条 仮の救済(表題改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) (表題改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)登録工業意匠に関する権利が侵害されている場合、又はそのような侵害が行われ、若しくはいくつかの証拠が滅失、破棄若しくは削除されることになると考えるべき十分な理由がある場合は、前記の権利の所有者又は排他的実施権者は、他方当事者に通知することなく、裁判所に対し、次の仮の救済の何れかを許可するよう請求することができる。

(i) 申立によれば、工業意匠についての非合法実施を構成しているか又は構成することになる行為の遂行を禁止すること

(ii) 保護範囲内にある意匠を複製又は使用することによって製造されたと申し立てられている商品を差し押えること

(iii) 申立によれば、侵害が行われているか又は行われることになる建物を封鎖すること

(2) (表題改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)仮の救済は、民事訴訟法の規定に従って許可、賦課又は破棄される。

(3) (表題改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)「行為遂行の禁止」という仮の救済は、それに関する裁判所の通知によって賦課される。

(4) (表題改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)(1)(ii)及び(iii)にいう仮の救済は、その行為を遂行する執行人によって、被告に対する救済許可通知書の引渡と共に賦課される。

(5) (表題改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)原告又はその代理人は、仮の救済を賦課する過程において、それに立ち会い又は援助を提供する権利を有する。

(6) (表題改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)(1)(ii)及び(iii)にいう仮の救済は、執行人が原告の請求を受領した日の翌日から 3 日以内に賦課される。将来の侵害を防止するための仮の救済は、その目的に沿った期間内に賦課される。

(7) 仮の救済の請求は根拠がないと認定された場合は、被告は、その請求をした者に対して損害賠償を請求することができる。

第 61 条 管轄権(改正一官報 2006 年第 30 号, 2007 年 3 月 1 日施行; 改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 7 月 13 日施行)

本法に基づくすべての訴訟は、ソフィア市裁判所の裁判管轄権に属する。

第6章 国境規制

第62条 適用範囲(表題改正一官報2005年第43号,2005年8月21日施行)(改正一官報2005年第43号,2005年8月21日施行)

(1)(改正一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)意匠権の所有者又は排他的ライセンスによる実施権者は、ブルガリア共和国の国境まで輸送された商品であつて、本法によつて保護される権利を侵害していると考えられる十分な理由があるものを、税関職員が留置するよう請求することができる。

(2)(改正一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)国境規制は、次の事項には適用しない。

(i)(削除一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)

(ii)(削除一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)

(iii)(改正一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)旅行者の手荷物の一部として搬入された非営業用商品。ただし、免税輸入又は免税輸出として定められている数量であることを条件とする。

(iv)生鮮商品

(3)(新設一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)本章の規定は、税関申告された製品にも適用するものとし、税関当局がそれに関して何らかの措置をとっていたか否かに拘らない。

第63条 国境規制の適用条件(表題改正一官報2005年第43号,2005年8月21日施行)(改正一官報2005年第43号,2005年8月21日施行)

(1)国境規制は、意匠所有者からの請求書によるほか、税関職員の発意により、適用される。その権利の所有者の恒常的住所又は本部が外国にある場合は、同人は、ブルガリア共和国国内にある送達宛先を届け出なければならない。

(2)(1)にいう請求書は、それに係る物品についての詳細な説明を含んでいなければならない。当該請求書には、意匠登録証の写しのほか、その登録が有効であることを証明する書類が添付されていなければならない。その何れも特許庁が発行したものでなければならない。

(3)税関職員は、請求書の審理及び国境規制の適用に関し、閣僚会議によって定められている手数料を徴収しなければならない。

(4)(改正一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)第62条(1)に基づく事情が確認されたときは、税関職員は、それに係る商品を留置しなければならない。留置は、管轄の税関当局が発行した税関書類によつて執行される。当該当局は、直ちに、請求人、荷受人及び荷送人に留置について通知しなければならない。それらの者は、留置された物品を検査し、それに関する情報を取得する権利を有する。

(5)(改正一官報2006年第73号,2006年10月6日施行)請求人が、(4)にいう留置についての通知を受けてから10就業日以内に、該当する裁判所に対して請求人がその具体的事項に関する紛争についての判決を求めて手続を開始したこと又はその保全が許可されたことの証明を提出しなかったときは、税関職員は、すべての通関要件が満たされていることを条件として、留置商品を引き渡さなければならない。請求人は、理由を付した申請書を提出し、留置期間について10就業日の延長を求めることができる。

(6) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) (5) に基づく手続の提起を受けた所轄当局は, 利害関係人からの上訴に対する応答として, 留置措置を確認すべきか, 変更すべきか又は取り消すべきか否かについての判決を出さなければならない。

(7) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 留置請求を承認しない旨の税関職員による拒絶に対しては, 行政訴訟法の規定に従ってソフィア市裁判所に上訴することができる。

(8) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 税関職員は, 規制を行使するときに留置を請求された物品を特定できなかったことに対して, また誠実に行った留置行為に対しては責任を問われない。

第 63a 条 税関当局の発意による行為 (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 税関職員はその発意により, 又は他の国家機関からの請求により, 本法に基づいて保護される権利を侵害していると考えらるべき十分な理由のある商品を留置することができる。

(2) (1) に基づく場合においては, 税関職員は, 直ちに, 第 63 条(1) にいう者, 並びにその製品に係る荷受人及び荷送人に通知し, それらの者に留置物品を検査する機会を与えなければならない。税関職員は, 権利所有者に対し, 審査遂行のための情報を要求することができる。

(3) (1) にいう決定に対しては, 行政訴訟法の規定に従ってソフィア市裁判所に上訴することができる。

(4) 留置の日から 10 就業日以内に, 裁判所に対し, その具体的事項に関する紛争についての判決を求める手続が開始されていないか, 又は裁判所によって保全が許可されていない場合は, 税関職員は, すべての通関要件が満たされていることを条件として, 留置商品を引き渡さなければならない。

(5) 税関職員は, 誠実に行った留置行為に対しては責任を問われない。

第 64 条 補充的規則

本章を適用するための手続及び方法は, 閣僚会議の法令によって定められる。

第 64a 条 理事会規則 1383/2003/EC の適用 (新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行)

本章の規定は, 本法に基づいて保護される権利を侵害すると認定された商品に対する税関職員の行動に関する理事会規則 1383/2003/EC の規定と矛盾しない範囲に限り適用する。

第7章 行政罰責任

第65条 行政犯罪及び処罰(表題改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)(改正一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行; 補充一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)

(1) 第18条に基づく保護の範囲に該当する意匠を, その所有者の承諾を得ないで模倣又は使用することによって製造される商品を, 生産し, 販売の申出をし, 市場に提供し, 輸入し若しくは輸出し, 又はそれらの目的で保管した者には, 500レヴァから1,500レヴァまでの罰金が科せられるものとし, 個人企業又は法人には1,000レヴァから3,000レヴァまでの財産刑が科せられる。

(2) (1)にいう侵害が再犯である場合は, 科せられる罰金は1,500レヴァから3,000レヴァまでとし, 個人事業又は法人に科せられる財産刑は3,000レヴァから5,000レヴァまでとする。

(3) 侵害者に対する処罰規定が実施されてから1年以内に, 同一種類の侵害が実行された場合は, その侵害は再犯とする。

(4) 前記の商品は, その所有者が何人であれ, 差し押えられ, その後廃棄されるものとし, 工業意匠の所有者又はその委任を受けた者は, 廃棄の過程に立ち会うことを許可される。

(5) (削除一官報2006年第73号, 2006年10月6日施行)

第66条 侵害の立証(新設一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)

(1) 侵害は, 特許庁長官が指名した職員が, 内務省と共同して行った検査の後に作成する侵害陳述書によって立証される。

(2) 既に開始されている第29条に基づく手続の場合は, 検査は行われぬものとし, また行政処罰手続は開始されない。

第67条 職員の権限(新設一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)

(1) 第66条(1)にいう職員は, 次の事項を実行する権利を有する。

(i) 検査対象用地への立ち入りを要求すること

(ii) 検査に関連するすべての必要書類を要求すること, 及び鑑定人の意見を求めるために見本を採取すること

(2) 前記の職員は, 次の事項を実行する義務を負うものとする。

(i) 侵害陳述書に, 検査結果に関する正確な報告を組み入れること

(ii) 検査に関連してその職員が知ることになった業務, 生産及び取引上の秘密を守ること

(iii) 検査情報のすべてを秘密にしておくこと

(iv) 検査情報は, 行政手続の目的に限定して使用すること

第68条 援助義務(新設一官報2005年第43号, 2005年8月21日施行)

第66条(1)に基づく検査が行われる建物において働いている者は, 次の行為を実行する義務を負うものとする。

(i) 検査の対象である建物に妨害されずに立ち入れるようにすること

(ii) 検査に関連する職員によって要求される書類及び証拠のすべてを提供すること

(iii) 預けられた物品を保管すること

(iv) 検査に関連する職員に対し援助を提供すること

第 69 条 行政制裁の賦課及び執行(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 刑罰上の強制命令は, 特許庁長官によって, 又は同長官が委任した職員によって発出される。

(2) 罰金又は財産上の制裁の自発的履行は, 刑罰としての強制命令又は裁判所決定が効力を生じてから 7 日以内に, その命令を課された者によって行われなければならない, また, それぞれの金額は, 特許庁の出納室において納付するか, 又は特許庁の口座に送金しなければならない。

(3) (改正一官報 2005 年第 105 号, 2005 年 1 月 1 日施行) (2)にいう期間が満了したときは, 罰金又は財産上の制裁の租税手続法に従った強制執行のために, 刑罰上の強制命令の写しが政府の徴収機関に送付されなければならない。

(4) 差し押えられた商品は, 刑罰上の強制命令又は裁判所の決定が効力を生じたときに, 廃棄のために内務省に引き渡される。

第 70 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の適用(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

本章に別段の定めがされている場合を除き, 「行政犯罪及び処罰に関する法律」の規定に従って, 権利侵害は立証され, また, 刑罰上の強制命令は発出され, 上訴され, 執行される。

追加規定

§ 1

本法の適用上、用語の意味を次のとおりとする。

- (i) 「ヘーグ協定」とは、1925年11月6日の工業意匠の国際寄託に関するヘーグ協定であって、1960年11月28日ヘーグにおいて改正されたものをいう。
- (ii) 「パリ条約」とは、1883年3月20日に締結された工業所有権の保護に関するパリ条約であって、その後改正及び修正されたものをいう。
- (iii) 「ロカルノ協定」とは、1968年10月8日の工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定であって、1979年10月2日に改正されたものをいう。
- (iv) 「国内工業所有権代理人」とは、特許法第3条(2)の意味における代理人をいう。
- (v) 「国家審査官」とは、特許法第83条(3)の意味における審査官をいう。
- (vi) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「物品」とは、工業的又は手工業的方法を使用することによって獲得され、人間の必要を満たすことを目的としている個々の製品又は取引上の単体をいう。
- (vii) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「複合物品」とは、代替可能な複数の部品によって構成されている物品であって、その物品の分解又は再組立が可能なものをいう。
- (viii) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「複合物品の部品」とは、その複合物品に組み込むことを目的としており、独立した商取引の対象となりうる個別の構造上の要素をいい、その例としては、自動車のハンドル、ヘッドライト、自転車のペダル、瓶の栓等がある。
- (ix) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「物品の組物」とは、外形に関する共通の視覚的又は様式上の原則に従っており、共通の目的に仕えるための、構造上別個の複数の物品をいい、その例としては、ディナーセット、子供の玩具、組物の家具がある。
- (x) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「物品の構成物」とは、内在的形狀についての同一の原則を有する物品の様式的に統一された組合せをいい、その例としては、室内装飾、キッチン又はダイニング・カーの用具等がある。
- (xi) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「包装」とは、他の物品を包装及び/又は輸送する機能を有する物品をいう。
- (xii) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「図形的表象」とは、任意の標識であって、対象、観念、形象等を表示するか又は認知する上で役立つものをいう。
- (xiii) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「印刷書体」とは、一定の方式で描かれた文字、数字又は符号の組合せをいう。
- (xiv) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)「事情に通じた消費者」とは、消費者であって、該当する意匠が組み込まれているか又は適用されている製品が属する個々の経済分野に関して知識、経験及び利害関係を有している者をいう。
- (xv) (新設一官報2006年第73号、2006年10月6日施行)「商品の輸入又は輸出」というときは、本法に基づく保護の範囲内にある意匠が組み込まれているか又は適用されている商品をブルガリア共和国の国境を越えて実際に輸送することをいい、税関当局がその商品について何らかの措置をとったか否かを問わない。

§ 1a(新設 - 官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行)

本法の規定であって, 欧州連合の加盟国に適用するものは, 欧州経済地域の他の国に対しても適用する。

経過規定及び最終規定

§ 2

本法に基づく、意匠についての法的保護は、著作権及び関連権法に基づく同時の保護を排除するものではない。

§ 3

本法は、本法の施行時に係属している意匠登録出願にも適用する。

§ 4

商標及び工業意匠に関する法律に基づいて登録された工業意匠の有効期間であって、本法施行時に満了していないものは、第 15 条に従って決定される。

§ 5

本法は、商標及び工業意匠に関する法律(公告—官報 1967 年第 95 号:改正—1975 年第 55 号, 1986 年第 56 号及び 1993 年第 27 号)の第 II 節, 並びに同法第 1 条, 第 46 条, 第 47 条, 第 48 条, 第 49 条, 第 50 条, 第 51 条及び第 52 条の工業意匠に関する部分に優先する。

§ 6

特許法(公告—官報 1993 年第 27 号, 改正—1996 年第 83 号及び 1998 年第 11 号)を次のとおり改正する。

1. 第 80 条 2. において, 「工業意匠」は, 「工業意匠」に取り替える。
2. 経過規定及び最終規定の § 10 において, 「職務発明」の後に「実用新案及び工業意匠」を追加する。

§ 7

刑法典(公告—官報 1968 年第 26 号; 修正(rev.)—1968 年第 29 号; 改正(amend)—1969 年第 92 号, 1973 年第 26 号及び第 27 号, 1974 年第 89 号, 1975 年第 95 号, 1977 年第 3 号, 1978 年第 54 号, 1979 年第 89 号, 1982 年第 28 号; 修正—1982 年第 31 号; 改正—1984 年第 44 号, 1985 年第 41 号及び第 79 号; 修正—1985 年第 80 号; 改正—1986 年第 89 号; 修正—1986 年第 90 号; 改正—1989 年第 37 号, 第 91 号及び第 99 号, 1990 年第 10 号, 第 31 号及び第 81 号, 1991 年第 1 号及び第 86 号; 修正—1991 年第 90 号; 改正—1991 年第 105 号, 1992 年第 54 号, 1993 年第 10 号, 1995 年第 50 号, 1995 年第 97 号—憲法裁判所決定 1995 年第 19 号; 改正—1995 年第 102 号, 1996 年第 107 号, 1997 年第 62 号及び第 85 号, 1997 年第 120 号—憲法裁判所決定 1997 年第 19 号; 改正—1998 年第 83 号, 第 85 号, 第 132 号, 第 133 号及び第 153 号, 1999 年第 7 号及び第 51 号)を, 次のとおり改正する。

1. 第 173 条(2)において, 「工業意匠」を「工業意匠」に取り替え, 「合理化」を「実用新案」に取り替える。
2. 第 174 条において, 「工業意匠」を「工業意匠」に取り替え, 「合理化」を「実用新案」に取り替える。

§ 8

商法典(公告 - 官報 1991 年第 48 号;改正 - 1992 年第 25 号, 1993 年第 61 号及び第 103 号, 1994 年第 63 号, 1995 年第 63 号, 1996 年第 42 号, 第 59 号, 第 83 号, 第 86 号及び第 104 号, 1997 年第 58 号, 第 100 号及び第 124 号, 1998 年第 52 号及び第 70 号, 1999 年第 33 号, 第 42 号及び第 64 号)を次のとおり改正する。

1. 第 587 条において, 「工業意匠」を「工業意匠」に取り替える。
2. 第 588 条において, 「工業意匠」を「工業意匠」に取り替える。

§ 9

法人所得税法(公告 - 官報 1997 年第 115 号;修正 - 1998 年第 19 号;改正 - 1998 年第 21 号及び第 153 号, 1999 年第 12 号, 第 50 号及び第 51 号)の補足規定 § 1 第 8 号において, 「工業意匠」を「工業意匠」に取り替える。

§ 10

協同組合法(公告 - 官報 1991 年第 63 号;改正 - 1992 年第 34 号及び第 55 号, 1994 年第 63 号, 1996 年第 59 号及び第 103 号, 1997 年第 52 号, 1998 年第 52 号)の第 31 条(1)において, 「工業意匠」を「工業意匠」に取り替える。

§ 11

簿記法(公告 - 官報 1991 年第 4 号;改正 - 1992 年第 26 号, 1993 年第 55 号, 1996 年第 21 号, 第 33 号及び第 59 号, 1997 年第 52 号, 1998 年第 21 号, 1999 年第 57 号)の第 19 条(2)第 2 号において, 「標章」の後に「工業意匠」を追加する。

§ 12

閣僚会議は, 工業意匠登録出願の作成, 出願及び審査に関する規則並びに手数料料率を採択しなければならない。

§ 13

特許庁長官は, 本法の施行に関する指示及び指針を発行しなければならない。

§ 14

本法の施行は, 特許庁長官が担当する。

§ 15

本法は, 官報におけるその公告の 3 月後から施行する。

.....

本法は, 1999 年 9 月 2 日, 第 38 回国民議会によって採択され, 国民議会の公式印章が付された。

工業意匠法改正に関する法律の経過規定及び最終規定(公告一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

§ 32

本法は、その施行時に係属している意匠登録出願についても適用する。

§ 33

登録無効の請求であって、本法施行日前に提出されたものは、後者に従って処理される。

§ 34

本法は、官報におけるその公告の 3 月後から施行する。

租税手続法典の経過規定及び最終規定(公告—官報 2005 年第 105 号, 2006 年 1 月 1 日施行)

§ 88

本法典は, 2006 年 1 月 1 日から施行する。ただし, 経過規定及び最終規定の第 179 条(3), 第 183 条(9), § 10 第 1 号(e)及び第 4 号(c), § 11 第 1 号(b)及び § 14 第 12 号は, 官報における本法典の公告日から施行する。

行政手続法典の経過規定及び最終規定(公告一官報 2006 年第 30 号, 2006 年 7 月 12 日施行)

§ 142

本法典は、次のものを除き、2006 年 1 月 1 日から施行する。

1. 第 III 節, § 2 第 1 号及び § 2 第 2 号—第 3 章の廃止に関するもの, 第 II 節「裁判所に対する上訴」, § 9 第 1 号及び第 2 号, § 11 第 1 号及び第 2 号, § 15, § 44 第 1 号及び第 2 号, § 51 第 1 号, § 53 第 1 号, § 61 第 1 号, § 66 第 3 号, § 76 第 1 号から第 3 号まで, § 78, § 79, § 83 第 1 号, § 84 第 1 号及び第 2 号, § 89 第 1 号から第 4 号まで, § 101 第 1 号, § 102 第 1 号, § 107, § 117 第 1 号及び第 2 号, § 125, § 128 第 1 号及び第 2 号, § 132 第 2 号及び § 136 第 1 号, 並びに § 34, § 35 第 2 号, § 43 第 2 号, § 62 第 1 号, § 66 第 2 号及び第 4 号, § 97 第 2 号, 及び § 125 第 1 号 - 「地域的」という語の「行政的」という語による取替え, 及び「ソフィア市裁判所」の[ソフィア行政裁判所]による取替えに関するものは, 2007 年 3 月 1 日から施行する。
2. 第 120 段落は, 2007 年 1 月 1 日から施行する。
3. 第 3 段落は, 官報における本法典の公告の日から施行する。

工業意匠法の改正に関する法律の経過規定及び最終規定(公告一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

§ 28(ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行)

共同体意匠であって、ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日において有効であるもの、並びに前記の日より前に行われた共同体意匠出願は、前記の日から効力を有する。

§ 29

本法は、官報におけるその公告の 1 月後から施行する。ただし、§ 6, § 15, § 23, § 27 及び § 28 は、ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する協定の発効日から施行するものとし、また、§ 19 は 2006 年 7 月 13 日に効力を生じる。

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定(公告一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)

§ 61

本法典は、2008 年 3 月 1 日に効力を生じる。ただし、官報における本法典の公布から 3 日後に効力を生じる次のものを除く。

1. 第 7 部「欧州連合法の運用に基づく民事訴訟に関する特別規則」
2. 段落 2(4)
3. 第 32「A」章「外国裁判所及び外国機関の決定の履行の承認及び容認に係る特別規則」の第 307a 条から第 307e 条までによる差替, 並びに第 7 部「子供の返還又は人的関係の権利の行使に係る訴訟」の第 502 条から第 507 条までによる差替に関する段落 3
4. 段落 4(2)
5. 段落 24
6. 段落 60

欧州法律の関係法

知的所有権の施行に関する 2004 年 4 月 20 日の欧州議会及び理事会指令 2004/48/EC

意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 98/71/EC

偽造品及び海賊品の自由流通，輸出，再輸出又は非徴収手続への供出の防止手段を定める
1994 年 12 月 22 日の理事会規則(EC)3295/94

欧州経済共同体のための研究計画に関する情報の普及に係る規定を採択した 1974 年 9 月 17
日の理事会規則(EEC)2380/74

共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)6/2002

一定の知的所有権を侵害した容疑がある行為に対する税関の処分及び当該権利を侵害したと
判明した商品に対して取るべき措置に関する 2003 年 7 月 22 日の理事会規則(EC)1383/2003